

四国中央市 児童扶養手当のしおり

～ひとり親家庭等のお子さんのために～

制度の目的

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童もしくは父又は母が身体などに重度の障がいがある児童を監護している母や父(父の場合は生計を同じくしていることが必要)、あるいは父や母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い、離婚等による生活の激変を一定期間で緩和し、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当です。

児童扶養手当を受けられる方

手当を受けられる方は、次の①～⑨の条件にあてはまる児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの者)を監護している母、または監護しかつ生計を同じくする父、母または父に代わってその子どもを養育(その子どもと同居して、監護し、生計を維持すること)している方(養育者)です。(いずれの場合も国籍を問いません)

なお、児童の心身におおむね中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同程度以上の障がい)がある場合は、20歳未満まで手当を受けられます。

《該当事由及び支給の対象となる児童》

- ① 離婚 : 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ② 死亡 : 父又は母が死亡した児童
- ③ 障がい : 父又は母が政令で定める程度の重度の障がいの状態(別表参照)にある児童
- ④ 生死不明 : 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 遺棄 : 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ DV保護命令 : 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 拘禁 : 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 未婚 : 母が婚姻(事実婚を含む)によらないで懐胎した児童
- ⑨ 棄児等 : 父母ともに不明である児童

児童扶養手当を受けられない方

上記①～⑨の条件に該当されている方でも次の①～⑥の条件に当てはまる場合は手当を受けられません。

- ① 児童や手当を受けようとする父又は母もしくは養育者が、日本国内に住んでいないとき
- ② 児童や手当を受けようとする父又は母もしくは養育者が、公的年金給付(老齢福祉年金を除く)や労働基準法等に基づく遺族補償を受けられるとき
※平成26年12月より、年金額等が手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。
- ③ 児童が里親に委託、または児童福祉施設等に入所しているとき(通所の場合は除く)
- ④ 児童が父又は母と生計を同じくしているとき(父又は母が重度の障がいの状態の場合を除きます。)
- ⑤ 母又は父が婚姻し、児童がその配偶者に養育されているとき(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。)
- ⑥ 昭和60年8月1日以降に支給要件に該当してから平成15年3月31日までに5年が経過し、手当の請求をしていないとき(父子家庭の方を除く)
※平成15年4月1日以降、5年が経過する方についてはこの規定は廃止されています。

児童扶養手当の額

対象児童が1人の場合の手当額は次の表のとおりです。

令和2年4月～		第2子及び第3子以降の児童加算額
全部支給	月額 43,160円	■ 児童が2人……左記に10,190円加算 ■ 児童が3人以上……児童が一人増すごとに6,110円加算
一部支給	月額10,180円～43,150円 ※所得に応じて決定(10円きざみ)	■ 児童が2人……左記に5,100円～10,180円加算 ■ 児童が3人以上……児童が一人増すごとに3,060円～6,100円加算

(手当額は全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます)

受給者が父又は母の場合、手当を受けてから5年以上経過した方又は支給要件(離婚や死別等)に該当した日の属する月の初日から7年以上(父子家庭の方については、平成22年8月1日からの起算となります。)経つ方については、8歳未満の児童を監護している場合を除き、手当の2分の1が支給停止されることとなっていますが、次の①～⑤に該当する場合は、所定の手続きを行えば引き続き同様の手当を受給することができます。

- ① 就業している。
- ② 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ③ 身体上又は精神上の障がいがある。
- ④ 負傷又は疾病等により就業することが困難である。
- ⑤ 監護する児童又は親族を介護する必要があるため、就業することが困難である。

所得の制限

請求者(受給者)の方の前年(1月から9月までに請求する人については前々年)分の所得が下表の額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)の手当の一部又は全部が支給停止になります。また、生計を同じくする扶養義務者(直系親族等)等の前年(上に同じ)分の所得が下表の額以上の方は、その年度(上に同じ)の手当の全部が支給停止になります。

☆所得制限限度額表 ※平成30年8月分から全部支給所得制限限度額が引き上げられました。

扶養親族の数	請求者(母又は父・養育者)本人				扶養義務者 配偶者 孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		収入(目安)	所得
	収入(目安)	所得	収入(目安)	所得		
0人	1,220,000円	490,000円	3,114,000円	1,920,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	1,600,000円	870,000円	3,650,000円	2,300,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	2,157,000円	1,250,000円	4,125,000円	2,680,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	2,700,000円	1,630,000円	4,600,000円	3,060,000円	5,150,000円	3,500,000円
4人	3,243,000円	2,010,000円	5,075,000円	3,440,000円	5,625,000円	3,880,000円
5人	3,763,000円	2,390,000円	5,550,000円	3,820,000円	6,100,000円	4,260,000円
以上	—	以降38万円 ずつ加算	—	以降38万円 ずつ加算	—	以降38万円 ずつ加算

※前年に受け取った養育費の80%が所得に算入されます。

■ 限度額に加算されるもの

- 1 請求者(母・父・養育者):70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族がある場合は10万円/人
特定扶養親族がある場合は15万円/人
- 2 扶養義務者等:老人扶養親族がある場合は6万円/人(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。)

児童扶養手当の支払日

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。手当の支払は、金融機関への口座振込です。

奇数月の11日（11日が金融機関休業日の場合はその前営業日）にそれぞれ前月までの手当が支給されることになっています。

1月・3月・5月・7月・9月・11月の各11日
（支払月の前月までの2か月分を支給）

なお、手当の支給を受ける権利は、届出のないまま2年を経過したときは時効によって消滅しますので、注意してください。

児童扶養手当を受ける手続き

手当の支給は申請主義をとっており、手当を受けようとする方は、市役所の窓口へ必要書類を添えて申請し、市長の認定を受けなければなりません。また、平成28年1月より申請書類に個人番号(マイナンバー)の記載と、これに伴う本人確認が必要となりました。

主な必要書類は……

- 1 児童扶養手当認定請求書
- 2 請求者と対象児童の戸籍の謄本
- 3 請求者と対象児童の属する世帯全員の住民票
- 4 預金通帳の写し(口座振込先の確認に必要です)
- 5 個人番号(通知)カード(マイナンバーを確認します)

その他受給理由等により、上記以外の書類も提出していただく場合があります。

※ 7月から9月の間に認定請求書を提出する場合は、別途「所得状況届」の提出が必要になります。



児童扶養手当を受けている方の届出

手当の受給中は次のような届出等が必要ですので、市役所窓口までご連絡いただくか直接お越しください。

届出等の種類	届出等が必要なとき
現況届	受給資格者全員の方(全部支給停止の方も含まれます。)が対象で、毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。 なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額改定届・請求書	対象となる子どもの増減があったときに提出します。
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき(※)に提出します。
氏名・住所・支払金融機関変更届	氏名が変わったとき、転居されたとき、支払金融機関を変更したときなどに提出します。
支給停止関係届	手当を受けている方が転居等で所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなどして、手当月額に変更が生じるときに提出します。
公的年金等受給状況届・受給証明書	手当を受けている方又は対象児童が公的年金を受給できるようになったとき、受給している年金額に変更があったときに提出します。

- 現況届を提出しないと、11月以降の手当は支給されません。
- 届出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、手当を返還していただく場合があります。
- 受給資格の有無や手当額の決定のため、上記以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

※ 受給資格がなくなったときは、概ね裏面の①～⑥のような場合です。

詳しくは四国中央市役所こども課 または 愛媛県庁子育て支援課ひとり親家庭係までおたずねください。

届出を行わない場合

受給資格者の方(全部支給停止の方も含みます。)は、児童扶養手当法上、いろいろな届出義務が定められております。届出をする必要があるにもかかわらず、届出をしないまま手当を受け続けると、その期間に受けた手当を全額返還していただくなくてはならないこともあります。特に下記の①～⑨のような場合には、速やかに市役所窓口までご連絡いただくか、直接お越しください。

次のような場合には必ず市役所窓口までご連絡を！

- ① 手当を受けている母または父が**婚姻した**とき
(内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていないが**事実上婚姻関係と同様の事情**にあるときを含む。)
- ② 対象となる児童を**監護、養育しなくなった**とき(児童の施設入所・里親委託・婚姻・受給者の拘禁など。)
- ③ 遺棄されていた児童の**父又は母が帰ってきた**とき(父又は母からの送金や連絡があった場合を含む。)
- ④ 児童が**父又は母と生計を同じくするようになった**とき
- ⑤ 拘禁されていた児童の**父又は母が出所した**とき(仮出所も含む。)
- ⑥ その他受給要件に該当しなくなったとき
- ⑦ **他の市町村へ転出された**とき
- ⑧ **扶養義務者と同居**(生計を一に)するようになったとき
- ⑨ 国民年金、厚生年金などの**公的年金**(遺族年金や障害年金を含む。)や**遺族補償を受けることができるようになった**とき(児童が年金の加算対象になった場合を含む。)



罰則

偽り、その他不正の手段により手当を受けた場合は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(別表) 父又は母の障がいについて

※父又は母の重度の障がいとは次の1～11に該当する場合をいいます。

- 1 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルがー〇〇デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

お問い合わせ

この制度について、おわかりにならないことや詳しくお知りになりたいことがありましたら、下記までお問い合わせください。

四国中央市役所 こども課

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

TEL ☎ (こども課) 28-6027 (川之江窓口) 28-6182 (土居窓口) 28-6321